

【2. 本人の代理人から個人番号の提供を受ける場合（自動車税版）】

ABC各々確認書類が必要です。

※「写し」と明記してあるものを除き、原則原本

A 代理権の確認のための書類(具体例)	
下記書類1から3のうちいずれか一つ	
1	戸籍謄本(法定代理人の場合)
2	続柄が記載された住民票(法定代理人の場合)
3	委任状(任意代理人の場合)
上記書類1から3の提出が困難であると認められる場合は、本人しか持ちえない以下の書類4から10の提示	
4	本人の健康保険証
5	本人の運転免許証
6	本人の身体障害者手帳
7	本人の精神障害者保健福祉手帳
8	本人の療育手帳
9	本人の戦傷病者手帳
10	車検証(使用者(本人)が納税義務者の場合に限る)

B 代理人の身元確認のための書類(具体例) ※以下の書類は全て代理人名義の書類です。

下記書類11から23のうちいずれか一つ

11	個人番号カード
12	運転免許証
13	運転経歴証明書(交付年月日がH24.4.1以降のもの)
14	旅券
15	身体障害者手帳
16	精神障害者保健福祉手帳
17	療育手帳
18	在留カード
19	特別永住者証明書
20	写真付学生証
21	写真付身分証明書
22	写真付資格証明書
23	戦傷病者手帳

上記書類11から23の提出が困難であると認められる場合は、以下の書類24から31を二つ以上

24	公的医療保険の被保険者証
25	年金手帳
26	児童扶養手当証書
27	特別児童扶養手当証書
28	車検証又はその写し(使用者が代理人の場合に限る)
29	写真なし学生証等
30	税又は公共料金等の領収書等
31	住民票の写し

C 本人の番号確認のための書類(具体例)	
下記書類32から36のうちいずれか一つ	
32	本人の個人番号カード又はその写し
33	本人の通知カード又はその写し※デジタル手続法の施行日(令和2年5月25日)時点で交付されている通知カードは、氏名、住所等の記載事項に変更がない場合又は正しく変更手続きがとられている場合に限り、利用可能。
34	本人の個人番号が記載された住民票の写し
35	本人の個人番号が記載された住民票記載事項証明書
36	自身の個人番号に相違ない旨の本人による申立書 (提示時において作成した日から6か月以内のものに限る)